

○盛岡市市産材支給要綱

平成21年3月30日告示第103号

改正

平成22年5月13日告示第276号

平成29年3月28日告示第121号

盛岡市市産材支給要綱

(目的)

第1 この告示は、町内会等に対して、予算の範囲内で当該町内会等が施設等を新築し、増築し、若しくは改築し、又は建設しようとする場合に市産材を支給して木造の施設等の整備を促進することにより、市産材の需要拡大を図り、もって森林の公益的機能の維持及び林業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 地域住民の福祉の増進を図ることを目的として地域住民により組織されている町内会、自治会その他住民自治組織をいう。
- (2) 施設等 町内会等が設置し、及び管理する建築物、構造物又は物品をいう。
- (3) 市産材 市の区域内の森林から生産される木材をいう。

(支給の上限)

第3 支給する市産材の材積は、1町内会等につきおおむね2立方メートルを上限とする。

(支給の申込み等)

第4 市産材の支給を受けようとする町内会等は、盛岡市市産材支給申込書に施設等の整備の内容を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、市産材の支給を適当と認めるときは盛岡市市産材支給承認通知書により、不適当と認めるときは盛岡市市産材支給不承認通知書により、当該申込みした町内会等に通知するものとする。

(施設等の整備の実施)

第5 施設等の整備は、第4第2項の規定により市産材の支給の承認を受けた町内会等が実施するものとする。

(完了報告)

第6 町内会等は、施設等の整備が完了したときは、速やかに施設等整備完了報告書により市長に報告しなければならない。

(確認検査)

第7 市長は、第6の報告があったときは、検査員を指名して施設等の整備の完了を確認させるものとする。

制定文 抄

平成21年4月1日から施行する。

改正文 (平成22年告示第276号抄)

平成22年5月13日から施行する。

改正文 (平成29年告示第121号抄)

平成29年4月1日から施行する。